

令和4年12月

お客さま各位

神奈川県歯科医師信用組合

カードローンにおける相続発生時の取扱いについて

平素より神奈川県歯科医師信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度当組合では、カードローンにおける契約規定の変更を実施しましたので、お知らせいたします。

変更後の規定は、変更前からご契約いただいているお客さまに対しても適用されます。

◆変更内容

保証会社名	変更の契約規定	契約規定の変更条項（削除）
株式会社ジャックス	しかしん教育カードローン(ジャックス保証付)契約規定第10条	即時支払の条項から「(8) 相続の開始があったとき」を削除

これによりカードローンにおいて「相続の開始があったとき」は、期限の利益の喪失事由とはならず、また一括返済を請求することもございません。

なお、上記以外のカードローンにつきましても、「相続の開始があったとき」は、期限の利益の喪失事由とはならず、また一括返済を請求することもございません。

◆変更日

令和4年12月1日（木）

以上

神奈川県歯科医師信用組合